

平成26年度 第6回政策推進会議報告

日時 6月17日 9時30分～10時38分

場所 4-1会議室

出席者 18人

1 「(仮称)尼崎市老朽危険空き家等の適正管理に関する条例」の制定に係る「基本情報」及び「政策形成プロセス計画書」の公表について

防災担当局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

- ・条例議案の成立後、平成27年4月に条例施行に向けた取組をするとあるが、条例の施行日は4月ではないということか。

7月を予定しており、その間の3ヶ月間で周知をはかりたい。昨年度から検討会議や他都市調査などを行っており、現在は、たたき台を詰めている段階である。空き家に関しては、関係する部署が多岐にわたるため、今後とも協力よろしくお願ひしたい。

- ・空き家の適正管理は持ち主に対して求めるのか、それとも持ち主では管理できないという前提で、市が撤去などを行うのか。

空き家条例を持つ自治体の半分程度は、行政代執行という言葉を使っている。建築基準法上、既存の法律でも行政代執行はできるが、行政代執行をするという市の意志を明確にするため、本市としてもそういった文言を入れる予定だ。ただし、持ち主が管理するのが基本であり、そのための指導・勧告等は行っていく。

- ・市報6月号に掲載されているとのことだが、その他の公表予定日は6月30日となっている。手続上、政策推進会議を経て公表することになるが、市報への掲載から公表予定日までが開きすぎているように思う。

市報6月号は、条例制定に係る基本情報及び政策形成プロセス計画書を公表するという内容だけで、いつ公表するかは掲載していない。政策推進会議を経てから公表するまで準備に時間を要するため、公表予定日を6月30日にしている。公表に係るきっちりとしたルールを決めていただければそれに則って進める。

(市長) 手続を統一してほしい。

先ほどもあったように、この条例には、所有者に適正管理を求めていくことと、行政による適正管理の手続をスムーズにしていくことという両方の要素が含まれている。特に本市の場合、塚口の空き店舗での火災発生後、後処理がなかなか進まなかったことが、まちづくりの点でもまちのイメージの点でも課題が残ったと思っており、消防とも連携していろいろな予防策が取れないかという問題提起をしてきた。そういった流れで今回の条例ができていることもあり、個人所有の住宅だけを対象にするのか、それとも空き店舗まで含めるのかということが論点になると思う。また、行政代執行をすると費用が発生し、なんでもかんでも税金で片付けてくれるとなるとモラルハザードにつながる恐れが強い。例えば、車の自賠責保険のように、行政代執行に係る費用を保険で出せるよう保険の加入を義務付けるなど、そういった予防策づくりができないのかというのが私の1つの発想だ。それを条例に盛り込

むことは難しいと思うが、いずれにせよ、発生してしまった空き家にどう対処するのか、また、そういう空き家を発生させないようにどんな取組ができるのかという予防の観点と、両方が政策的には必要で、その上でこの条例がどこまでを任務とするのが論点になる。政策として、まず予防があった上で、やむを得ず発生してしまった事例へ対処があると思うので、予防の観点が政策的に抜け落ちないようにしなければならないと強く思う。さらに、老朽危険空き家には至っていないが、そのまま放っておくと老朽危険空き家になるようなものも存在し、そういった利活用が課題となっている空き家についても、予防という意味ではセットで議論すべきだと思う。政策的な全体の必要性をしっかりと議論した上で、この条例の任務を議論していただきたい。

空き店舗や空き工場も含める意味で「老朽危険空き家等」としている。利活用できるかどうかの境界を、誰がどうやって決めるかも問題で、利活用が課題となる空き家も含めて1つの条例にまとめることは難しい。また、利活用できる空き家も含めて、全体のフレームが決まった上で、先に老朽空き家だけ取り組むということになれば、まちづくり全般にも及ぶことになり、この問題は何も始められなくなる。行政代執行といっても最低限度のもので、全てを片付けて更地にするということは費用的にもできない。

(市長)「等」の部分には、空き店舗等も含めた議論が必要だという意識を感じるし、「老朽危険空き家」としているのも、この条例については放置することができない空き家に限定しているという意図を感じる。ただ、一度持ち主がわからなくなり、権利関係もわからない、それにもかかわらず空き家はぼろぼろで危険が生じているというほどに状況が悪化してしまうと、打つ手が非常に厳しくなり、できることが限られてくる。いかにそういう事態を発生させにくくするかという観点を持って、蛇口をちゃんと閉めなければ根本的な解決にならないと思う。この条例ができたからといって空き家の問題が解決されないことは自明であり、予防についてもしっかりと議論しながら進めるようよろしく願いしたい。

2 「(仮称)尼崎市犯罪被害者等支援条例」の制定に係る「基本情報」及び「政策形成プロセス計画書」の公表について

防災担当局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

(市長)この条例は議会で陳情が採択されたことに端を発している。制定目的は犯罪被害者等への総合的な支援を充実させていくことにある。条例の中身については一定形ができてきているかと思うが、研修を充実させるなど、庁内でこの条例を徹底させ、被害者に寄り添った手続や対応が担保されることが非常に大事だと思う。議会でも性暴力被害に関する質問が出たことも踏まえ、職員が実務的にレベルアップできるきっかけとなるようにしてもらいたい。条例制定後に実際に何をするのかというイメージを持ちながら条例を策定するよう指示している。

3 尼崎市地域防災計画の見直しに対する市民意見公募手続の結果及び同計画見直し(案)の策定について

防災担当局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

- ・災害対応ガイドラインはいつ作るのか。

平成26年度中には作成したい。各部の役割の中で、具体的にどんな行動をするかを盛り込む。

ガイドラインは職員向けのもので、市民向けには防災ブックを配布する予定だ。

(市長) 装丁後は1冊になるのか。法律の改正等に柔軟に対応できるよう、追録のような形態で、バラバラでも1冊にしても活用できるようにしてもらいたい。

概要版でほぼ対応できると思うが、検討する。

4 尼崎市公共施設マネジメント基本方針(素案)に対する市民意見公募手続の結果及び同基本方針(案)について

資産統括局長から資料に基づき報告。

5 居宅介護支援及び地域包括支援センター等の基準の制定に係る「基本情報」及び「政策プロセス計画書」の公表について

健康福祉局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

(市長) 非常にタイトなスケジュールになっている。地域分権一括法の成立に伴い、法令で定めていたものを条例で定めることになった。この間、介護保険法の改正によって介護予防の部分が大きく地域に委ねられる中、地域包括支援センター等の基準を議論することになり、当然そこを見通してどうしていくかが議論になると予想される。先立つものがない中、理想論で基準を決めることもできないが、先に述べたような大きな流れを支える体制づくりをしていかなければならず、場合によっては財政的なことも内部で協議しながらやっていかなければならない。部会に議員は入っていないのか。

部会のメンバーには入っていないが、その都度、部会での協議資料等をお渡ししている。

- ・関心の高い方もいるので、途中経過についてできるだけ情報共有してほしい。

5 その他

- ・経済環境局長から、節電のお知らせについて説明。
- ・経済環境局長から、クールシェアスポットについて説明。
- ・経済環境局長から、マイクロ投資活用セミナーについて説明。

以上